

〈研究ノート〉

## 淑徳大学人文学部教職課程における 介護等体験の指導と学び

鈴木 織 恵

### 要 約

本論は、淑徳大学人文学部歴史学科の教職課程における介護等体験の学習について、2016年度から2019年度までの取り組みをまとめたものである。提出されたレポートや感想文から、介護等体験前の学生の修学の態度を踏まえ、2017年度、2018年度に改善した教員の指導法を改善した。以上から、介護等体験の事前事後学習の実践についてまとめ、学生の学びを意義づけたものである。

### キーワード

介護等体験 事前学習 事後学習

### はじめに

介護等体験とは、学校教育法に規定する小学校及び中学校の教諭の普通免許の授与を受ける際の要件として教育職員免許法の五条別表第一に特例で定められた「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」という。）<sup>\*1</sup>」で実施される体験活動のことである。社会福祉施設や特別支援学校で、原則として合計7日間の体験が定められており、淑徳大学では、原則として3年次に、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の体験学習を行っている（以下、本稿では「介護等体験」とよぶ）。

この介護等体験は、1998（平成10）年に、小学校及び中学校の教諭の普通免許取得者に義務づけられて、およそ20年を経た。現在、その指導においては、各大学にさまざまな蓄積がある<sup>\*2</sup>。特に介護等体験後、学生にアンケートを実施することで、介護等体験の意義と、実際の体験をまとめ、教員養成のカリキュラム開発に取り組むことや、事前にガイダンスを行うことで、次年度以降の「学び」に役立っていることがわかる。

2014年に開学した淑徳大学人文学部歴史学科では、介護等体験は2016年より体験学習を行っているが、「学び」や指導についての精査については、今後の課題である。教職課程を履修する学生の取り組みと課題については、以前に「人文学部教職課程運営委員会4年間の取組成果と今後の課題<sup>\*3</sup>」でまとめた。本稿では、このうち、中学校の教諭の普通免許の取得を希望する学生の「介護等体験」の指

すずき おりえ：淑徳大学 人文学部 准教授

導の流れと、学生の「学び」についてまとめ、指導上の課題について検討することで、今後の介護等体験の指導につなげたいと考えている。

## 1、「介護等体験」の趣旨と淑徳大学の「共生」の精神

### (1) 介護等体験の目的と「共生」の教育理念

本学では、介護等体験の目的を「多様な価値観のなかで、高齢者や障がいのある人たちを支援する体験を通して、人間に対する理解を深め、将来、人の心の痛みのわかる教員、他者との価値観の相違を認められる心をもった教員となる「人づくり」である」と意義づけ、その指導を行っている。具体的には、多様な人との交流を通じて、コミュニケーションの重要性や方法を学び、また支援を体験することで、「個人の尊厳」や「人権」について考え、高齢者や障がいのある人たちが抱えている生活課題の背景にある社会的な問題や、生活支援制度についての理解を深め、「共生」や「社会連帯」を学ぶことである。

これは、本学の建学精神である「共生」と同じ教育理念をもった「人づくり」である。本学では、建学の精神に「共生」が掲げられており、必修科目に「共生論」がある。開学以来、福祉分野に力を入れ、「『福祉』とは人びとが『幸福であること』」、「社会福祉とは社会的な手段や方法による『福祉』の実現であるということ」、「ひとりひとりの自立を支えるような理想社会の建設と、それを担う真実な人間の育成」をめざすことを建学の精神や理念とする自校教育を1年次より行っている。教職課程の中学校免許取得希望者が、主に3年次に行う介護等体験は、高齢者や障がいのある人たちの支援を通じて「個人の尊厳」や「人権」をより深く知り、「共生」の理念について深く学ぶ、実践の場でもある。

また、介護等について、体験を通して実践的に学ぶことで、「教える」「学ぶ」「場」は、一方的な知識の押しつけの「場」ではなく、その人がより良く生きるための「生育」の「共学」の「場」であることを認識することで、より具体的で柔軟に対応できるようになる。

### (2) 介護等体験の目的理解の重要性について

こうした介護等体験を実施する上で最も重要なのは、その目的を充分理解させることである。介護等体験の目的が十分に理解できていない状況のまま介護等体験を行うと、体験に対する学習目的が学生自身のなかで明確化できず、体験に対する不満が高まる傾向がある。この傾向は、高等学校のみの教員免許取得希望者は介護等体験を行わないことを挙げて不満を述べる学生に顕著である。なかには介護等体験に行く意義を見出せない学生や、介護等体験そのものを疑問視する学生が散見される。

2 2  
このような理解不足のまま、介護等体験を行う学生の学習態度は、受け入れ先である社会福祉施設や特別支援学校にとって、非常に不快で受け入れがたいものとなる。なぜなら、介護等体験を行う学生を受け入れる場は、その施設で生活されている高齢者、クッキーやパンづくりなどの作業を通じて社会と接点をもつ障がい者、生活介護の施設を利用する障がい者の方たちの生活の場、また特別支援学校で学ぶ生徒の教育の場だからである。こうした場に学生を受け入れる施設や特別支援学校では、介護等体験を行う学生が高い意欲で体験に望むことを当然としている。

以上から、中学校の教職免許を希望する学生に、介護等体験を行う意義を見出し、体験の目的を明確化させる必要がある。そのためには、介護等体験に行く前の事前学習が重要となってくる。次章では、本学における介護等体験の事前学習の取り組みと指導内容をまとめたい。

## 2、介護等体験の事前学習

本学部の教職課程では、介護等体験を行う目的について、1年次より淑徳大学の「共生」の精神や、「介護等体験」を学ぶ目的について事前学習を行い、自身で介護等体験を行う前に課題や目標を立てている。次の(1)では、1年次から2年次にかけての、学生の取り組みと、介護等体験申し込みまでの動き、(2)では、介護等体験を申し込むまでスケジュールと、2年次の事前学習についてまとめたい。

### (1) 教職への志望理由の明確化と「母校訪問」

教職課程を履修する学生は、その多くが1年次の前期に「教育原理」などの教職科目を履修するが、教職への取り組みが本格化するのは1年次の後期である。

この1年時後期は、教職に真剣に取り組む学生が、教職サークル「師道塾\*<sup>4</sup>」に参加する時期で、教職を志望する学生の能動的な動きが高まる時期と言える。実際に、板書案を作成するなどの事前準備を進め、担当当日に、教職サークルに参加する学生の前で模擬授業を行う。一緒に教職を目指す仲間の前で模擬授業を行うことは、自身の教科に対する基礎知識の理解度を見直すよい契機となる。教えること、理解させることの楽しさ、難しさを痛感することで、目的を持って教科に取り組むこととなる。

こうした取り組みを経て、1年次～3年次の学生は、1月に教育実習を終えた4年生の教育実習報告会で、先輩の教育実習の成果を示す研究報告を聞き、教職免許の取得に向けて、より具体的な目標を持つようになる。

2年次になると、教職の専門科目の講義が開講し、教科に関する専門的な学習が始まる。就職活動を支援するキャリア支援ガイダンスが本格化するのも2年次からで、学生が自分の将来就きたい職業について、具体的に取り組む時期でもある。

本学では、この2年次の夏休みに、各学生が出身中学や高校に「母校訪問」を行って、お世話になった先生に、教員を志望した理由、教育実習で研究授業にかけた時間、教育実習を行う上でのアドバイスなどをインタビューし、教員になる心構えをもつ機会を設けている。学生はインタビューをすることで、教科の基礎知識、学級運営、部活動など、実習先での具体的な実習内容、また実習の受け入れの可否や、実習を申し込む条件を確認することになる。学生は、このインタビューをまとめて本学科の教職運営委員会に提出し、実習校の申し込みの準備に役立てる。また、この「母校訪問」は、実習校の開拓の機会であり、また安易な気持ちで教育実習を申し込む学生に対し「母校で教員として授業を行う」という自覚を促す機会でもある。

2年次に「母校訪問」を行い、教育実習への申し込みから実習までの具体的なスケジュールと、実習期間を学生に確認させることで、本学科では、取得を希望する免許を、中学校か高校のみとするか、中学と高校の両方とするかを学生に選択させる契機としている。この機会を経て、中学校社会科の免許を希望する学生が、3年次に行われる介護等体験の事前学習を行う段階に進む。

以上のように、段階的にステップアップ学習を行うことで、より具体的な進路として、教職課程を志望する意義を考える機会でもある。

学生の中には、1年次の段階では、両親の影響等で教職課程を履修する学生がいるが、教職サークル「師道塾」や、「母校訪問」を経ることで、教員への適正について深く考える機会となる。また教員を志望する目的を明確化することで、より具体的な介護等体験の目的を明確にすることが可能となる。こうした流れのなかで、介護等体験の事前学習の機会が設けられるのが2年次の事前学習である。

## (2) 介護等体験の事前学習

### 〈1〉介護等体験の事前・事後学習のスケジュール

介護等体験の事前・事後学習のおおまかなスケジュールは以下の通りである。なかでも、②介護等体験報告会、③の認知症サポーター養成講座、⑤の社会福祉施設のガイダンス、⑥子どもの障害についての特別授業は、介護等体験を行う前の不安を解消し、体験の目的意識を明確化する上で、有効な事前学習となる。

②の介護等体験報告会は、介護等体験を行う前の2年次生が、体験を終えた3年次生から体験内容を聞く場である。2年次生は、3年次生から介護等体験の話を聞き、体験に必要な心構えや、体験の様子、体験時の服装等について質問することで、介護等体験の目的を明確にし、体験の具体的な準備をはじめられる機会となる。また⑩の介護等体験を終えた3年次には、2年次生に体験内容を話すことで、介護等体験の振り返りを行う場となる。

その後、③の認知症サポーター養成講座への参加、④の課題図書のリポート提出を経て、⑤のガイダンス終了後に、介護等体験の申し込みの最終確認を行う。これは、安易に介護等体験を申し込んだ学生が、直前に辞退することを防ぐ目的で行われている。⑤の最終確認を経て、⑥で3年次の4月に、東京都社会福祉協議会に、介護等体験を申請する。⑦で体験を行う施設や学校の配置が決まった後、⑧特別支援学校での事前学習として、子どもの障害についての特別授業を実施し、⑨で直前指導を実施し、⑩各学生がそれぞれの体験先で、介護等体験を行う。(【表 介護等体験の事前・事後学習のスケジュール】参照)

次の〈2〉〈3〉では、上記のスケジュールにおいて、より具体的な介護等体験の目的を明確にするための事前学習と、その学びについてまとめた。

### 〈2〉「認知症サポーター養成講座」への参加

2年次後期には、淑徳大学東京キャンパスと板橋区が連携して「認知症サポーター養成講座」が12月に開催されるが、本学部では、介護等体験の事前学習として、介護等体験への参加を希望する学生の受講を義務化し、参加後のレポート提出を義務づけている。認知症への理解を深めることで、介護等体験を行う前の不安を解消し、社会福祉施設での体験の際に、高齢者介護施設等が受け入れ先となった場

【表 介護等体験の事前・事後学習のスケジュール】

番号	学年	時期	学習内容
①	1年次	夏休み	母校訪問を行い、教育実習の心構えを学び、教員免許取得の目的を明確化
②	2年次	11月	介護等体験報告会（介護等体験を終えた学生から体験内容を聞く）
③	2年次	12月	認知症サポーター養成講座
④	2年次	3月末	課題図書を読み、レポートを提出
⑤	2年次	3月末	社会福祉施設のガイダンス（DVDを見て、高齢者施設での対応について学ぶ）
⑥	3年次	4月上旬	介護等体験を、4月上旬に東京都社会福祉協議会に申請
⑦	3年次	6月中旬	配置は6月中旬に決定。学生に通知。
⑧	3年次	6月	特別支援学校の事前学習として、子どもの障害についての特別授業を実施
⑨	3年次	7月～	介護等体験報の直前指導を実施
⑩	3年次	7～10月	介護等体験
⑪	3年次	11月	介護等体験報告会（介護等体験を終えた学生が体験内容を報告する）

合に対応できるように実施するものである。スケジュールでは〈1〉の③にあたる講座である。

この「認知症サポーター養成講座」は、板橋区の地域包括支援センターの「おとしより相談センター」の職員や、社会福祉施設の職員を講師に招き、認知症への理解を深め、地域で包括的に認知症の高齢者のサポートすることを目的に講義が行われる、大学の近隣に住む一般受講者にも開講されている講座である。

中学校免許を希望する学生は、この受講に参加し、終了後に受講に対する感想文を提出する。この感想文を読むと、「認知症は若年でも発症する可能性がある」ことや、「認知症が進行すると考える早さが低下」すること、「同時に二つ以上のものごとを進行することができなくなる」ことを学び、それが「自分も遠くない話」だと受け取っていることがわかる。「自分も遠くない話」だと受け取っている点については、〈1〉のスケジュールの②の介護等体験報告会ではみられない発言であった。受講した学生は、自身や自身の家族に置き換えて考えることで、認知症の方への対応を「相手を尊重し」「対等な立場であることを意識すること」だと結論づけている。介護等体験を行う前に、認知症サポーター養成講座に参加することで、これまでの机上の「個人の尊厳」や「人権」の知識を、より深くとらえる機会となっており、高齢者や障がいのある人たちとの「共生」や「社会連帯」を、自分のこととして考える「共感」が身についている様子がわかる。

### 〈3〉介護等体験の事前ガイダンス

スケジュール〈1〉の③「認知症サポーター養成講座」受講後は、1月に課題図書を提示し、学生は、その内容と感想をまとめたレポート(④)を3月末の教職課程履修者のガイダンスで提出する。これが、スケジュール〈1〉の⑤の「社会福祉施設のガイダンス」である。このガイダンスでは、(a) 課題図書のレポートの回収、(b) DVDを用いた介護等体験のためのガイダンスを行い、(c) 介護等体験の申し込みへの学生の最終的な意思を確認している。この時、(a) の課題提出しなかった学生、(b) の介護等体験の講義に参加しなかった学生については、その年次での介護等体験の申請はしないことを学生には指導している。

(a) の課題図書のレポートは、岩波新書の『ルポ認知症ケア最前線\*<sup>5</sup>』を読んだ内容と感想を1200~2000字でまとめる事を課題とし、添削して返却する。高齢者介護施設での取り組みや入居者への理解を深めることで、高齢者や、その施設での職員の仕事を知ること、社会福祉に対する実践的な理解を深めることを目的としている。学生のレポートは、祖父母と同居していたり、交流が頻繁な学生と、祖父母が他界していたり、遠方にいて没交渉である学生とでは、自身や家族の視点や具体的な考察に大きな差がある。

しかし、「認知症サポーター養成講座」を受講することで、祖父母と同居していない場合、高齢者の知り合いがいない場合においても、〈2〉で指摘したように、自身や同居する家族に置き換えることで、実際の対応について考察を深めている点が確認できる。

学生のレポートからは、「認知症患者は周囲が支えて行かなければならないものと考えていた」が、課題図書の認知症の実践を読むことで「周囲が支え」る必要があるとする考えは「一方的なもの」だとする指摘がみえた。また認知症患者が「その日の活動予定を決めることで」「自主性を育む」と、高齢者の支援が、生活全般を介護することではなく、自己で決定できることは、直接手助けせず、見守ることが重要であるとの結論を出す学生もいた。

以上のように〈1〉の③の「認知症サポーター養成講座」を受講することで、介護等体験に対する取り組みが受動的な態度から能動的な態度への変化があり、〈1〉の⑤の2年次の3月末に行われる社会福祉施設のガイダンスを受ける際の大きな刺激となっている。

本学において「認知症サポーター養成講座」受講の受講は2年目(2017年度)より始められた。介護等体験を初めて行った年度(2016年)の介護等体験の事前学習は、〈1〉のスケジュール①の「母校訪問」と、④の「課題図書を読みレポートを提出」のみであり、学外の社会福祉施設の職員などの声を聞く機会がなかった。このため学生が、介護等体験を行う意義について、主体的に取り組む意識に欠けており、体験学習に参加することに対し、目的意識が希薄であった。これが体験に対する消極的な発言や、不満を述べる学生につながっていたことが指摘できる。

これに対し、2年次から〈1〉のスケジュールにある②の「介護等体験報告会」と、③の「認知症サポーター養成講座」を加えることで、こうした学生の「行く意味がわからない」「行きたくない」などの不満の声が解消され、主体的に取り組む学生が増加した。このことから、先輩の体験や、学外の社会福祉施設の職員などの声を聞く機会が、学生の意欲をかきたてる効果があったことが指摘できる。

### 3、介護等体験の事前学習と受け入れ先での学び

#### (1) 社会福祉施設の受け入れ先と体験内容

本学部は東京都にキャンパスがあることから、介護等体験の実習先となる社会福祉施設や特別支援学校は、東京都社会福祉協議会への申請によって決定する。施設での体験を実施する年の4月に東京都社会福祉協議会教員免許希望者の介護等体験の受け入れの連絡を行うため、本学部では、体験を希望する学生について、年度末の3月のオリエンテーションで申し込みの最終確認を行う(前述「〈3〉介護等体験の事前ガイダンス」参照)。受け入れ先は6月頃に決定し、学生に周知して、本学部が、体験日までの準備についてオリエンテーションを行う。

5日間の受け入れ先となる社会福祉施設は、高齢者の介護施設や通所介護施設(デイサービス)、障がいのある利用者の生活訓練施設など多岐にわたる。また、2日間の受け入れ先となる特別支援学校は、都内の二箇所の特別支援学校で、授業やリクレーション、給食の補助を行っている。

受け入れ先では、高齢者や障がいのある児童生徒に接する機会を通して、高齢者や障がいのある人の生活について理解を深めることを目的に、特別な支援を必要としている人たちとの関わりを体験している。具体的には、高齢者介護施設では、通所者の方との話し相手になったり、散歩の手伝いをしたり、リハビリや運動やリクレーションを一緒に行う。それにより「年をとるということ」「障がいがあるということ」について考え、社会を構成する一人として、この人たちとどのように社会を形成していくのかを考える機会となる。

体験内容は、受け入れ先によって、それぞれに異なる。一口に「社会福祉施設」「特別支援学校」といっても、その体験内容は様々である。例えば「社会福祉施設」では、通所介護施設(デイサービス)を利用する比較的元気な方の施設の場合と、免疫力の低下している方の施設では、同じように「散歩の手伝い」「リクレーション」の体験項目があっても、その体験内容は異なる。デイサービスは、高齢の方との高いコミュニケーション能力が求められる一方、免疫力の低下している方の施設の場合は、細菌検査などを事前に行う必要があり、体調に気を配った対応が求められるからである。

このため、体験前の2年次生は、事前に介護等体験報告会(〈1〉スケジュール②「介護等体験報告会」参照)で、体験を終えた3年次生から、体験内容を聞くことで、「社会福祉施設」「特別支援学校」の多岐にわたる体験内容について、事前に学習することが求められる。

以上のことから、体験前の直前学習では、受け入れ先ごとに、学生へのオリエンテーションを実施している。

## (2) 体験前の直前学習

体験を受け入れる社会福祉施設や特別支援学校が決定した後、教職課程の学生に周知してオリエンテーションを行い、事前学習を実施している。

体験前の学生は、体験先での具体的な体験内容を想像できないため、体験への不安をもつ学生が少なくない。また本学部の学生が全て同じ日程で、同じ施設や学校に受け入れられるわけではないため、体験に対して戸惑いを感じたり、体験中に体調を崩す場合も散見される。

そこで、本学部では、東京都社会福祉協議会から刊行されている『介護等体験マニュアルノート』を利用して、これまでの学習内容を記入させて、体験前までに、これまでの事前学習を振り返り、〈1〉の②「介護等体験報告会」、③「認知症サポーター養成講座」、④の「課題図書」のレポートで学んだ内容を、『介護等体験マニュアルノート』に記入することを直前学習までの課題としている。

また体験前の直前学習のオリエンテーションでは、東京都社会福祉協議会から返信された「教員免許取得希望者介護等体験受入れ連絡票」を学生に配って説明を行う際に、注意事項を一項目ごとに声に出して読ませ、重要な部分にマーカーなどで線を引かせて、事前オリエンテーションの有無や、場所など確認させる。また体験受け入れ先の施設や学校などを、HPなどで確認し、体験前に受け入れ先に実際に行って、所要時間や場所を確認することを指導している。

受け入れ先を調べ、『介護等体験マニュアルノート』を元に〈1〉の②「介護等体験報告会」で、先輩から聞いた体験内容を再確認することで、受け入れ先での体験内容を予習することで、学生の不安を解消させる機会としている。

また、体験前の心構えとして、介護等体験で出会う方々は、自身の生活の場、教育の場を、学生の「学びの場」として提供し、受け入れをする「先生」であることを指導し、受け身の姿勢で臨まないように指導を行っている。こうした指導を行う背景には、目的意識が明確化されない学生が体験に参加すると、社会福祉施設や特別支援学校の教職員のみならず、入所者・通所者・通学者の方々に多大な迷惑をおかけすることになるからである。また、体験途中で、体調を崩したり、体の不調を訴える不安を、事前に解消し、体調管理を万全に行うには、体験前に、受け入れ先の情報を予習しておくことが重要だと考える。自分が体験する施設や学校について、予習することで、目的意識をもった体験を行うことができると考えるからである。

## (3) 介護等体験の事後学習

介護等体験終了後、学生は『介護等体験マニュアルノート』に、体験期間の体験内容を1日事にまとめて、本学部の学生支援部に提出する。このノートを教員が読むことで、学生の体験内容や施設や学校とのやり取りを確認する。その後『介護等体験マニュアルノート』が返却された学生は、事後学習で、学生でノートを見ながら、事前学習で立てた学習目標を達成できたか振り返りを行っている。

なかでも、2章の(2)〈1〉介護等体験の事前・事後学習のスケジュールで前述したように、⑩の「介護等体験報告会」で、体験を行った3年次生が、これから体験を行う2年次に、体験内容を伝え、2年次生からの質問に答えることで、体験で学んだ内容をより深める機会を設けている。

この⑩の「介護等体験報告会」は3年次生の代表者が、社会福祉施設では施設ごとに、特別支援学校では、受け入れ先となった学校ごととに、体験内容を発表するものである。

この「介護等体験報告会」は2016年から行われていたが、当初は〈1〉②の2年次生の事前学習として行われたため、「介護等体験報告会」に参加する3年次生は、各学校や施設で体験した学生から1名づつ選抜していた。

しかし、2019年からは、「介護等体験報告会」を、介護等体験の事後学習に位置づけ、3年次生全員が参加し、施設や学校ごとに、報告内容や質問内容を分け、グループワークを行った。各学生が、配置された受け入れ先での体験内容を、2年次生に伝え、2年次生からの質問に答える機会に、『介護等体験マニュアルノート』にまとめた内容を見直し、考えることで、「共生」「共学」について、理解を深める機会となったと考えられる。この「介護等体験報告会」で、3年次生は、2年次生に自身の体験を伝えることで、介護等体験の「学び」を総括することができると考える。

## むすび

以上、指摘してきたが、介護等体験の「学び」の意義を、学生自身が主体的に得るには、事前学習が有用であることが確認できた。学生が積極的な「学び」を内在させるには、実際に体験学習を行った先輩や、受け入れ側である社会福祉施設の職員などの講座などが効果的であることが指摘できた。丁寧な事前学習を行うことで、学生の不満が解消される点も重要である。

また「介護等体験報告会」を実施することは、体験前の2年次生にとっては事前学習、体験後の3年次生には事後学習となる。これは、3年次生の教育実習を行う前の具体的な心構えの場でもあり、2年次の学生は、介護等体験を行う意識を高めることにつながっており、「共生」「共学」となっている。

こうした丁寧な取り組みを行う背景には、本学が1965（昭和40）年の社会福祉学部社会福祉学科の単学部単学科の大学として開学した目的が、「社会福祉の実践を通じて『ひとりひとりの自立と社会の連帯』の実現に貢献しうる人材の育成」だからである。創立者である学祖の長谷川良信は、社会福祉に対するあり方について「for him（彼のために）ではなく、together with him（彼と共に）でなければならない」と述べた\*6。「together with him」の実践を通じての理想社会の建設と真実な人間の育成をめざすことは、仏教の「自利利他」の精神の実践として、福祉を宗教および教育と一体なものとして実現する自校教育と結びつくものである。

淑徳大学の学生として、介護等体験の指導を行うことで、将来、人の心の痛みのわかる教員、他者との価値観の相違を認められる心をもった教員となることとなる「人づくり」を行うことができると考えている。

今後も、介護等体験の事前・事後学習を丁寧に行い、介護等体験の目的と意義を明確にすることで、学生が4年次の教育実習に介護等体験で学んだことを活かす取り組みをつなげたい。

## 注

\*1 文部科学省、文部事務次官通達〔文教教第二三〇号〕「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」平成9年11月26日

\*2 近年の研究成果としては、藤重育子「「介護等体験」指導に対する学外指導者からの指導や助言に関する調査研究」（『高田短期大学介護・福祉研究』5、2019年）や、野村勝彦「介護等体験における事前指導の「主体化」に向けた方法論の提案－徳山大学におけるアクティブ・ラーニング型授業科目「教職ボランティア実習」の取り組みを事例として－」（『徳山大学総合研究所紀要』41、2019年）、同「私立大学におけるインクルーシブ教育を組み込んだ教員養成カリキュラム開発に関する（3）－学部2年生時から卒業まで実施された実習等を終えた教職課程履修アンケートから－」（『作大論集』9、2019年）庄司和史「介護等体験の意義と実際－体験活動を終了した学生へのアンケート調査より－」（信州大学『教職研究』10、2019年）などが挙げられ、各大学では、学生アンケートを実施し、学生の体験をまとめることで、次年度以降の指導や、教員養成カリキュラム開発に活かしている。また各大学の蓄積については、国土館国土館大学が「約20年の「介護等体験」を通じて学んだことと今後の展望－社会福祉法人日本心身障害児協会島田療養セン

ター 学校法人国士館国士館大学体育学部(人と人をつなぐ実践-)にまとめている(『月刊福祉』102(12)、2019年)

- \* 3 土井進・田中洋平・鈴木織恵・中三川和子・樋口聖子・金子保「人文学部教職課程運営委員会4年間の取組成果と今後の課題」(淑徳大学人文学部『研究論集』3、2018年)
- \* 4 田中洋平・土井進「師道塾」における実践的指導力の基礎の錬磨—中学校社会科・高等学校地理歴史科の模擬授業を通して」(淑徳大学人文学部『研究論集』3、2018年)
- \* 5 佐藤幹夫『ルポ認知症ケア最前線』岩波新書、二〇一一年
- \* 6 長谷川匡俊『トゥギャザー ウィズ ヒム—長谷川良信の生涯』新人物往来社、1992年